

平成28年 6 月 17 日

各 位

会社名 株式会社メディビックグループ  
代表者名 代表取締役社長 窪島 肇  
(コード番号 2369 : 東証マザーズ)  
問合せ先 執行役員管理本部長 川畑 譲  
(Tel: 03-5439-9691)

## 和解による訴訟及び反訴の解決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社メディビック（以下「メディビック社」という。）は、株式会社 ART メディカ（旧株式会社メディカルコンサルタント 以下「ART 社」という。）より東京地方裁判所において、損害賠償請求（以下「本件訴訟」という。）を提起され、それに対しメディビック社は、反訴を行っておりましたが、本日、東京地方裁判所の下で和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟の提起から反訴、和解に至るまでの経緯

メディビック社は、平成 27 年 2 月 13 日付「子会社の固定資産の譲渡に関するお知らせ」にて開示のとおり平成 26 年 8 月 6 日に固定資産の譲渡を決議し、平成 26 年 10 月 31 日に以下のとおり、今後検査・培養事業の周辺業務の事業パートナーとなる臨床クリニックである ART 社に固定資産であるクリニック施設（以下「当該固定資産」という。）を譲渡いたしました。

当該固定資産の譲渡にあたり、当初、工事請負契約として締結したものの、当社としては、建設業を営んでいないため売上ではなく、固定資産の譲渡として処理を行いました。

そのような状況において、平成 27 年 9 月 25 日に ART 社より、当該固定資産に対し瑕疵が存在し、メディビック社並びに当該設備の設計を行った設計会社に対しその瑕疵補修に変わり金 77,870,835 円の支払いを求める本件訴訟を提訴されました。

これに対し、メディビック社と設計会社は、ART 社の瑕疵についての主張が曖昧であり、当該固定資産譲渡に対する支払いも一切なされていないことから、本件訴訟に対し、本件訴訟の拒否及び当該固定資産の代金等 58,021,205 円の支払いを求める反訴を平成 27 年 12 月 22 日に提起いたしました。

本日、裁判所の和解勧告に基づき、全面和解が成立いたしました。

#### 2. 和解の相手方の概要

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| (1) 名 称    | 株式会社 ART メディカ           |
| (2) 所 在 地  | 東京都港区麻布十番 1 丁目 5 番 18 号 |
| (3) 代表者の氏名 | 代表取締役 西岡 正城             |

### 3. 和解の主な内容

裁判所からの和解勧告を踏まえ、本件を迅速に解決する観点から、本件に関する紛争の一切を解決するため、ART 社は、メディビック社に対し、58,021,205 円及びこれに対する遅延損害金の支払義務があることを認め、うち 45,000,000 円を分割して支払う。

なおメディビック社は、ART 社に対するその余の請求を放棄する。

### 4. 今後の見通し

本件による平成 28 年 12 月期の業績への影響につきましては、現在精査中であり、今後詳細が確定次第ご報告いたします。

以上